

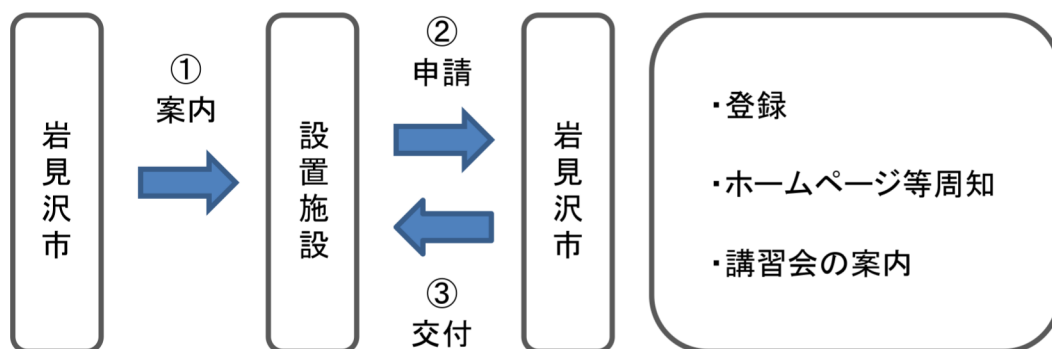
岩見沢市AED設置施設登録制度推進事業の概要

目 的

- 市民の生命を守り、安全・安心のまちづくりを推進するため、自動体外式除細動器(AED)の設置場所及び有効性の周知並びに普及促進を図ります。

事業の内容

- 岩見沢市AED設置施設の登録を行います。
(申請受付及び登録証の発行)
- 「岩見沢市AED設置施設ステッカー」及び「AEDシール」を交付します。
- 市ホームページ等に設置場所を掲載し、広く市民に周知します。
- 市施設・指定管理者等のほか、集客施設も対象とします。



いざという時、きちんと使えるように

日頃からAEDを点検しましょう！

「日常点検での確認事項」

- ・インジケータの確認
- ・消耗品の交換(電極パッド、バッテリー)

※AEDの管理について詳細は、下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/aed/



～お問合わせ先～

〒068-8686

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市総務部 防災対策室

電話 0126-23-4111 (内線3161)

0126-35-4823 (直通)

FAX 0126-23-6019